

府中市における空家等対策事業に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と広島司法書士会（以下「乙」という。）は、府中市における空家等対策の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、府中市内の空家等の対策を進めることにより、市民の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物（長屋及び共同住宅にあっては、これらの住戸）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項及び業務を受託する司法書士の選任を乙に対して要請することができる。

- (1) 空家等の所有者等に対する適切な管理についての意識啓発に関すること。
- (2) 空家等の所有者等に対する相談業務に関すること。
- (3) 空家等の対策における合同相談会に関すること。
- (4) 不動産登記情報及び法務局に備えられた公図等による空家等の所在の確認並びに所有者等の登記情報の確認業務に関すること。
- (5) 空家等の所有者等の生存及び所在の確認並びにその者が死亡している場合の相続人調査業務に関すること。
- (6) 甲の申立てに係る成年後見（保佐、補助を含む。）開始申立書、相続財産管理人選任申立書及び不在者財産管理人選任申立書の作成業務に関すること。
- (7) 空家等の利活用に係る契約書の作成及び登記申請事務に関すること。
- (8) その他空家等の対策に必要な事項

（司法書士の選任）

第4条 甲は、前条第6号の業務において、成年後見人（保佐人、補助人を含む。）、相続財産管理人及び不在者財産管理人の候補者となる司法書士の選任を乙に対して要請することができる。

（事務取扱）

第5条 この協定書に基づき、甲が乙に対して業務を要請する場合の事務について

は、甲及び乙が別に協議し定める「府中市と広島司法書士会との空家等対策事業に係る業務委託に関する事務取扱要領」により行うものとする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報等に漏洩又は滅失等の事故が生じた場合は、速やかに相手方に報告し、対応策及び再発防止策等の措置を講ずるものとする。

(協議)

第7条 甲及び乙は、互いに誠意を持って本協定を履行するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があると認めた場合は、協議の上、その内容を変更することができる。

3 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の履行に当たり疑義が生じた場合は、協議の上、その対応を決定する。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 府中市府川町315番地
府中市代表者

府中市長

印

乙 広島市中区上八丁堀6番69号
広島司法書士会

会長

印

府中市と広島司法書士会との空家等対策事業に係る 業務委託に関する事務取扱要領

府中市（以下「甲」という。）と広島司法書士会（以下「乙」という。）との間で平成30年12月25日付けで締結した、府中市における空家等対策事業に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、甲が乙に対して業務を要請する場合の事務処理については、次のとおりとする。

（受託司法書士の選任）

- 第1条 協定書第3条により乙が選任した司法書士であって、甲が業務の委託を決定した者を業務を受託する司法書士（以下「受託司法書士」という。）とする。
- 2 乙は、協定書の目的及び本要領に従って業務を行うことを承諾する司法書士を責任を持って選任し、受託司法書士に対して協定書の目的及び本要領に従って業務を行うよう指導する。
- 3 司法書士の選任に必要な取扱いは、乙が別に定める。

（業務委託契約の締結）

- 第2条 甲及び受託司法書士は、甲が委託する業務（協定書第3条第1号から第3号までに掲げる業務を除く。）について業務委託契約を締結する。

（戸籍謄本等交付依頼）

- 第3条 受託司法書士は、業務の遂行のために甲が保管する戸籍謄本等を取得する必要がある場合は、甲に対して、戸籍謄本等交付依頼書（別記様式）により請求する。

（報告書の提出等）

- 第4条 受託司法書士は、業務委託契約に定められた納期限を遵守する。ただし、納期限内に業務を終了することができないときは、あらかじめその旨を甲に対して報告し、甲との協議の上、改めて納期限を決定する。
- 2 甲は、受託司法書士に対して、受託事務の遂行状況の報告を求めることができる。
- 3 受託司法書士は、業務を終了したときは、業務完了報告を甲に対して行う。

（報告）

- 第5条 受託司法書士は、業務委託契約を締結した場合は、乙に対して報告する。
- 2 受託司法書士は、前項のほか、業務を完了した場合又は納期限を延期した場合若しくは業務を中止した場合は、その旨を乙に対して報告する。

（委託料の支払）

- 第6条 甲は、受託司法書士に対し、業務終了後に別表に定める委託料及び実費を支払う。

（受託司法書士名簿の提出）

- 第7条 甲は、乙に対して、あらかじめ業務を受託する司法書士の名簿（以下「受託司法書士名簿」という。）の提出を求めることができる。
- 2 乙は、受託司法書士名簿を提出する場合は、第1条及び第5条のほか、次のと

おり事務の処理を行う。

- (1) 乙は、協定書の趣旨及び本要領に従って事務を行うことを承諾する司法書士を募集した上で受託司法書士を選任し、受託司法書士名簿への登録を行う。受託司法書士名簿の登録に必要な取扱いは、別に乙が定める。
- (2) 受託司法書士名簿に変更があった場合は、乙は、甲に変更後の受託司法書士名簿を提出する。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この要領の内容を変更する必要があると認めたときは、協議の上、この要領を変更することができる。

2 この要領に定めのない事項及びこの要領の履行に当たり疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、その対応を決定する。

平成 年 月 日

【事務取扱要領別表】（第6条関係）

1 登記事項確認業務単価表

作業種別	基本額（税別）
登記事項確認業務 各証明書等 1 通当り	金 1, 0 0 0 円

（なお、本表には実費は含まれておりません。）

【注釈】

※登記事項確認業務は、不動産登記情報及び法務局に備えられた公図等による空家等の所在の確認並びに登記情報による空家等の所有者（登記名義人）の確認業務です。

2 相続人調査業務単価表

作業種別	基本額（税別）
相続人確定事務 （相続関係説明図作成を含む。）	金 1 0, 0 0 0 円
相続人調査事務 戸籍、住民票等 1 通当り	金 5 0 0 円
相続人探索事務 戸籍、住民票等 1 通当り	金 1, 0 0 0 円

（なお、本表には実費は含まれておりません。）

【注釈】

※相続人確定事務は、戸籍等調査の結果を書面に反映させる事務です。

※相続人調査事務は、公用請求等で取得した戸籍・住民票等を確認していく事務です。

※相続人探索事務は、司法書士が職務上請求書を使い戸籍・住民票等を取得し確認していく事務です。

3 相続・不在者財産管理人業務単価表

作業種別	基本額（税別）
相続財産管理人選任申立	金 2 0 0, 0 0 0 円
不在者財産管理人選任申立	金 2 0 0, 0 0 0 円

（なお、本表には実費は含まれておりません。）

【注釈】

※申立書を作成した司法書士が財産管理人候補者となり、裁判外で市から司法書士に支払われる報酬です。

※申立書作成のために、上記1及び2に該当する業務を行った場合、別途1及び2の単価表による費用が発生します。

※実費部分（官報公告費用等）は、市が家庭裁判所に予納します。